

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を 求める意見書

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることとなった。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、交付金を活用した様々な対応策を検討している中、令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した。新型コロナウイルス対応を行いながら、当面は避難所開設等の災害救助、道路等インフラ施設の応急復旧を行い、今後は多くの被災箇所に係る災害復旧事業を早急に実施しなければならないため、交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念される。

また、現在、熊本県内や本市が隣接する鹿児島県でも感染者が増加しており、今後の影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは難しい面がある。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、用途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟に活用できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会